

川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる環境整備 業務仕様書

1 業務名称

川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる環境整備業務委託

2 目的

川西市では令和 6 年 4 月に策定した教育大綱を踏まえ、探究的な学習の充実等を柱に据えた次期学習指導要領の改訂を控えるこの学びの転換点において、「子ども主体の教育・保育の推進」を重点方針としている。子ども達が主体的に学びを進めていくためには、既存施設の一部改修、新しい什器等の導入により、一斉授業に主眼をおいた既存の学習環境ではない、新しい学習空間へ転換を図ろうとするものである。

また、そうした環境の構想にあたって、実際に学習環境を使用する子ども達や学校教職員の意見やニーズを踏まえ、レイアウトの設計や整備すべき什器等の調達、その他環境整備に必要な支援を行うことを通して、活用段階を見通した環境整備を行うものである。

3 業務概要

- (1) 業 務 内 容 多様な学びに取り組むことができる環境整備に係る業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日 (金) まで
- (3) 委託上限額 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

4 業務内容

(1) 環境整備イメージの作成

「環境整備PLAN (参考資料 1) 」 「提案要件書 (参考資料 2) 」を踏まえて作成した企画提案書の内容を基に、整備対象校の学校管理職や担当教員等への丁寧なヒアリング等を行った上で、環境整備イメージを作成すること。

作成した環境整備イメージについて、整備対象校の学校管理職や担当教員等と認識を擦り合わせ、合意を得た上で、環境整備内容を確定すること。

学校と合意した環境整備イメージを教育委員会事務局へ報告し、承諾を得た上で、整備を進めること。

(2) 環境整備の実施

上記(1)の環境整備イメージに基づき、内装の改修や導入する什器、物品等の詳細を確定すること。

確定した内装の改修や什器、物品等を手配し、納品・設置を行うこと。

整備に際し、既存の什器、物品については、整備対象校と調整の上、廃棄処理負担が生じる場合は、廃棄処理を行うこと。

5 成果品等

(1) 提出書類

本業務に際し、次に掲げる書類を提出すること。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

ア 業務工程表

イ 着手届

ウ 完了届

エ その他、発注者が必要とする書類

(2) 成果品

本業務における成果品は次のとおりとするが、詳細については契約時に本市と協議の上で決定するものとする。

ア 整備するレイアウト図面

イ 導入する什器、物品等の一覧

成果品については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)で 1 部、紙媒体で 2 部提出すること。成果品の所有権・著作権は、全て本市に帰属するものとする。受託者は本市の許可なく、他に公表または使用等をしてはならない。

業務完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に従い、これを是正すること。

6 その他

- (1) 本業務の履行にあたって、受託者は専任者を配置すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、必要に応じて業務経過の状況を報告するとともに、本市と随時綿密な協議を行い、本市の求めに応じて、必要な調査及び分析結果の報告、並びに資料の提示・提出を行うこと。
- (3) 本業務に関する協議、打ち合せ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受託者の負担とする。
- (4) 本業務の履行にあたり知り得た情報については、一切外部に漏らさないこと。特に、個人情報取扱いに関しては、川西市個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。
- (5) 本業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を遵守すること。
- (6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、対処すること。